

委員会提出議案第 1 1 号

ロシア大統領の北方領土訪問に対する毅然とした外交姿勢を求める意見書

ロシアのメドヴェージェフ大統領は、11月1日、我が国固有の領土である北方四島の一つ、国後島を訪問しました。

北方領土は、歴史的にも国際法上においても我が国固有の領土であることは明白です。ロシアも1993年の日露関係に関する東京宣言により、北方四島の帰属に関する問題については、「歴史的・法的事実に立脚し、両国間で合意の上形成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決する」との交渉指針を示すとともに、日本と旧ソ連との間のすべての条約などの国際約束はロシアとの間でも引き続き適用されることを確認しています。

旧ソ連時代を含め、ロシアの国家元首が北方領土を訪問したのは初めてであり、大統領の訪問はこうした日露両国間の合意を無視し、ロシアによる北方四島の不法占拠を既成事実化しようとするものです。

以上のことから、国においては、今般のメドヴェージェフ大統領の北方領土訪問に厳重に抗議し、毅然とした外交姿勢でロシアに対して臨むよう強く求めるとともに、ロシアとの領土問題を早期解決に導くためにも、早急に外交戦略の立て直しを図るよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月14日提出

さいたま市議会総合政策委員会

委員長 井上 洋 平